代表者が下記㋐から㋒の実績を有していること。構成員にあっては、下記㋐から㋒又は下記㋐及び㋒の要件を満たす実績を有すること。

㋐　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。

㋑　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。

㋒　当該施工実績が適切なものであること。

ただし、㋐から㋒又は㋐及び㋒は同一トンネルでの施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たすＮＡＴＭによるトンネル工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記のⓐから(c)の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⓐから(c)、又はⓐ及び(c)の要件を満たしていること。

ⓐ　内空断面積（覆工後の内空面積）が65㎡以上の施工経験を有すること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。

(c)　当該施工経験が適切なものであること。

ただし、ⓐから(c)又はⓐ及び(c)は同一トンネルでの施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道115号塩手山トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28・29年度において日本中央競馬会における物品の製造及び物品の購入並びに役務等の提供に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年７月 16 日

契約等担当職　日本中央競馬会
総務部長補佐　古田　　誠

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

１　受付期間　平成26年８月１日（金）～平成26年９月30日（火）

２　申請書・記載要領の入手方法　本会ホームページ（http://jra.jp/）内のカテゴリー、「企業情報」～「工事・調達情報」～「物品の製造・購入、役務等の情報」～「入札に参加するにあたっての手続等に関する公示」にて掲載。

３　問合せ先　日本中央競馬会　総務部調達管理課　競争参加資格審査係　電話番号03―3591―5251（代表）

受付時間　水～金曜日（祝日を除く）の10～16時まで（12～13時を除く）

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。

平成 26 年７月 16 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　掲載日　平成26年７月７日（号外政府調達第125号）

２　変更内容

54ページ１段目１(2)業務内容「・計画準備・実証確認計画書の作成・技術開発計画書の作成・構造安定性に関する技術検証・施工安全確実性に関する技術検証・耐震性に関する技術検証・耐荷重性に関する技術検証・耐久性に関する技術検証・止水性及び遮水性に関する技術検証・地盤・地下水への影響に関する技術検証・技術検討会・技術検証仕様の作成・報告書作成」を「・計画準備・実証確認計画書の作成・技術検証計画書の作成・構造安定性に関する技術検証・施工安全確実性に関する技術検証・耐震性に関する技術検証・耐荷重性に関する技術検証・耐久性に関する技術検証・止水性及び遮水性に関する技術検証・地盤・地下水への影響に関する技術検証・その他の技術検証・技術検討会（仮称）・技術検証仕様の作成・報告書作成及び成果品」に訂正します。

54ページ２段目４(1)③「関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。」を「参加表明書及び技術提案書の提出期限の日から見積合せの時までの期間において、関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。」に訂正します。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年７月 16 日

国立大学法人東京大学総長　濱田　純一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第２号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　導入計画物品及び数量　東京大学学務システム　一式

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　平成28年度８月以降